

[省令第8条の4の6（1,000トン以上排出事業者用）]

様式第2号の9（第8条の4の6関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7 年 6 月 30 日

（宛先）長野市長 荻原 健司 殿

提出者
住 所 新潟県妙高市大字飛田1208番地
氏 名 有限会社 日本環境
取締役 丸山昭彦
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 0255-73-7752

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、 6 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	有限会社日本環境 長野営業所
事業場の所在地	長野県長野市穂保715-1番地
事業の種類	06 総合工事業
産業廃棄物処理計画における計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項 目	目 標 値	項 目	目 標 値
排 出 量	3,950.00t	全 処 理 委 託 量	3,450.00t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	400.00t	優良認定処理業者への処理委託量	0.00t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00t	再生利用業者への処理委託量	2,800.00t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	100.00t	認定熱回収業者への処理委託量	0.00t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	400.00t

※事務処理欄

産業廃棄物処理計画実施状況（産業廃棄物の実績の量）

		目標値	産業廃棄物の種類（実績値）												合 計
			廃プラスチック(廃タイヤ、発泡)	ガラス・コンクリート・陶磁器く	がれき類(コンクリがら、廃アス)	石綿含有産業廃棄物	木くず								
排 出 量	①	3,950.00t	54.92t	97.30t	3,277.95t	153.42t	476.08t								4,059.67t
自ら直接再生利用した量	②	400.00t													0.00t
自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	③														0.00t
自ら中間処理した量	④	3,950.00t	54.92t	97.30t	3,277.95t	153.42t	476.08t								4,059.67t
④のうち熱回収を行った量	⑤														0.00t
自ら中間処理したのちの残さ量	⑥	3,850.00t	54.92t	97.30t	3,177.95t	153.42t	476.08t								3,959.67t
自ら中間処理により減量した量	⑦	100.00t	0.00t	0.00t	100.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	100.00t
自ら中間処理したのち再生利用した量	⑧				200.00t										200.00t
②+⑧自ら再生利用を行った量		400.00t	0.00t	0.00t	200.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	200.00t
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑨														0.00t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量		0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
直接及び自ら中間処理したのちの処理委託量	⑩	3,450.00t	54.92t	97.30t	2,977.95t	153.42t	476.08t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	3,759.67t
⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑪														0.00t
⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑫	2,800.00t			2,977.95t		305.38t								3,283.33t
⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑬														0.00t
⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者	⑭	400.00t					170.70t								170.70t

※ 記入に当たっては、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」第3面備考の4を参照してください。

計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック(廃タイヤ、発泡スチロール含む))

不要物等発生量

有 償 物 量

排 出 量

① 54.92t

自ら直接
再生利用した量

② 0.00t

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量

③ 0.00t

自ら中間処理
した量

④ 54.92t

④のうち熱回収
を行った量

⑤ 0.00t

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥ 54.92t

自ら中間処理により
減量した量

⑦ 0.00t

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧ 0.00t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨ 0.00t

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩ 54.92t

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪ 0.00t

⑩のうち再生利用業者
への処理委託量

⑫ 0.00t

⑩のうち熱回収認定業
者 への処理委託量

⑬ 0.00t

⑩のうち熱回収認定業
者以外の熱回収を行う
業者への処理委託量

⑭ 0.00t

項 目	実 績 値
①排 出 量	54.92t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.00t
⑤自ら熱回収を行った量	0.00t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行った量	0.00t
⑩全処理委託量	54.92t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.00t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.00t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を 行う業者への処理委託量	0.00t

計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず(石膏ボード含む))

不要物等発生量

有 償 物 量

排 出 量

① 97.30t

自ら直接
再生利用した量

② 0.00t

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量

③ 0.00t

自ら中間処理
した量

④ 97.30t

④のうち熱回収
を行った量

⑤ 0.00t

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥ 97.30t

自ら中間処理により
減量した量

⑦ 0.00t

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧ 0.00t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨ 0.00t

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩ 97.30t

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪ 0.00t

⑩のうち再生利用業者
への処理委託量

⑫ 0.00t

⑩のうち熱回収認定業
者 への処理委託量

⑬ 0.00t

⑩のうち熱回収認定業
者以外の熱回収を行う
業者への処理委託量

⑭ 0.00t

項 目	実 績 値
①排出量	97.30t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.00t
⑤自ら熱回収を行った量	0.00t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行った量	0.00t
⑩全処理委託量	97.30t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.00t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.00t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を 行う業者への処理委託量	0.00t

計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: がれき類(コンクリがら、廃アスファルト、レンガ片等))

不要物等発生量

有 償 物 量

排 出 量

① 3,277.95t

自ら直接
再生利用した量

② 0.00t

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量

③ 0.00t

自ら中間処理
した量

④ 3,277.95t

④のうち熱回収
を行った量

⑤ 0.00t

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥ 3,177.95t

自ら中間処理により
減量した量

⑦ 100.00t

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧ 200.00t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨ 0.00t

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩ 2,977.95t

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪ 0.00t

⑩のうち再生利用業者
への処理委託量

⑫ 2,977.95t

⑩のうち熱回収認定業
者 への処理委託量

⑬ 0.00t

⑩のうち熱回収認定業
者以外の熱回収を行う
業者への処理委託量

⑭ 0.00t

項 目

実 績 値

①排出量 3,277.95t

②+⑧自ら再生利用を行った量 200.00t

⑤自ら熱回収を行った量 0.00t

⑦自ら中間処理により減量した量 100.00t

③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入
処分を行った量 0.00t

⑩全処理委託量 2,977.95t

⑪優良認定処理業者への処理委託量 0.00t

⑫再生利用業者への処理委託量 2,977.95t

⑬熱回収認定業者への処理委託量 0.00t

⑭熱回収認定業者以外の熱回収を
行う業者への処理委託量 0.00t

計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: 石綿含有産業廃棄物)

有 償 物 量

不要物等発生量

排 出 量

① 153.42t

自ら直接
再生利用した量

② 0.00t

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量

③ 0.00t

自ら中間処理
した量

④ 153.42t

④のうち熱回収
を行った量

⑤ 0.00t

石綿含有産業廃棄物

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧ 0.00t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨ 0.00t

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩ 153.42t

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪ 0.00t

⑩のうち再生利用業者
への処理委託量

⑫ 0.00t

⑩のうち熱回収認定業
者 への処理委託量

⑬ 0.00t

⑩のうち熱回収認定業
者以外の熱回収を行う
業者への処理委託量

⑭ 0.00t

項 目

実 績 値

①排出量 153.42t

②+⑧自ら再生利用を行った量 0.00t

⑤自ら熱回収を行った量 0.00t

⑦自ら中間処理により減量した量 0.00t

③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入
処分を行った量 0.00t

⑩全処理委託量 153.42t

⑪優良認定処理業者への処理委託量 0.00t

⑫再生利用業者への処理委託量 0.00t

⑬熱回収認定業者への処理委託量 0.00t

⑭熱回収認定業者以外の熱回収を
行う業者への処理委託量 0.00t

計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: 木くず)

有 償 物 量

不要物等発生量

排 出 量

① 476.08t

自ら直接
再生利用した量

② 0.00t

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量

③ 0.00t

自ら中間処理
した量

④ 476.08t

④のうち熱回収
を行った量

⑤ 0.00t

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥ 476.08t

自ら中間処理により
減量した量

⑦ 0.00t

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧ 0.00t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨ 0.00t

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩ 476.08t

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪ 0.00t

⑩のうち再生利用業者
への処理委託量

⑫ 305.38t

⑩のうち熱回収認定業
者 への処理委託量

⑬ 0.00t

⑩のうち熱回収認定業
者以外の熱回収を行う
業者への処理委託量

⑭ 170.70t

項 目

実 績 値

①排出量 476.08t

②+⑧自ら再生利用を行った量 0.00t

⑤自ら熱回収を行った量 0.00t

⑦自ら中間処理により減量した量 0.00t

③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入
処分を行った量 0.00t

⑩全処理委託量 476.08t

⑪優良認定処理業者への処理委託量 0.00t

⑫再生利用業者への処理委託量 305.38t

⑬熱回収認定業者への処理委託量 0.00t

⑭熱回収認定業者以外の熱回収を
行う業者への処理委託量 170.70t

(第 3 面)

備 考

- 1 翌年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第 2 面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第 2 面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が 12 以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第 2 面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。